オプヴァルデン準州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

●10月16日、オプヴァルデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措 置を実施すると発表

【本文】

10月16日、オプヴァルデン準州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の 独自措置を実施すると発表しました。

1 マスク着用義務

(1)公共の屋内空間(店舗、市場、ショッピングセンター、郵便局、銀行、博物館、 劇場、コンサートホール、集会施設、礼拝施設、官公庁、映画館、図書館)において、 マスク着用が義務付けられます。

※市場においては、屋外であってもマスク着用が義務付けられます。

(2) バー、クラブ、ディスコ、ダンスホール等の飲食店従業員のマスク着用が義務付けられます。また、身体的な接触がある場合又は1.5mの社会的距離が確保できない サービスを提供する全ての人にもマスク着用が義務付けられます。

2 マスク着用義務の適用除外

(1)スポーツ施設及びフィットネス施設のトレーニングエリアにおいて、1.5mの 社会的距離が確保されている場合又は適切な感染予防措置が講じられている場合。

(2) 衝立等で感染予防措置が講じられている従業員(マスクを着用せずバイザーのみ では不十分)

(3)トレーニング及び競技中のアスリート、リハーサルやパフォーマンス中のアーティスト。

(4) 歯科又は顔の治療を受ける患者並びに美容サービスを受ける客

(5)特別な(特に医療上の)理由でマスクを着用できないことを医師による証明書で 証明できる人

3 適用日

2020年10月19日(月)以降

Oオプヴァルデン準州発表(ドイツ語のみ) https://www.ow.ch/de/verwaltung/dienstleistungen/?dienst_id=5962

(連絡先)
〇在スイス日本国大使館 領事班
電話:031 300 2222
Fax :031 300 2256
メール: consular section@br.mofa.go.jp

ホームページ: <u>https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

(メール配信停止手続き)

〇在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合 帰国・転出届

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login

〇メールマガジン解除

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch

〇「たびレジ」簡易登録をされた方

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete